

## 大川市指定訪問型サービスAの従事者要件である

## 「市が認める研修」について

訪問型サービスAの提供は、介護福祉士、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修（新設）修了者に加えて、市が認める研修の修了者でも従事することができるとしています。

つきましては、市が認める研修について、下記のとおり定めます。

## 記

## 1. 趣旨

訪問型サービスAでは、身体介護は含まず、「調理や掃除」「買い物代行」などの生活援助のみを行うこととしています（「4. 訪問型サービスAの提供に当たっての留意点」参照）。

ホームヘルパー等の資格を持っていない方がサービス提供者となる場合は、サービスを提供する際の基本的な考え方や高齢者の特徴と対応方法などについて理解する必要があります。

平成30年度介護報酬改定では、「生活援助中心型のサービスについては、人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を担保するため、現在の訪問介護員の要件である130時間以上の研修は求めないが、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修を修了したものが担うこととする」とされたところです。

これらを踏まえ、生活援助中心型サービスの人材の裾野を広げつつ、サービスの質を確保するため、市が認める研修の範囲やその他留意点について周知するものです。

## 2. 市が認める研修一覧

番号	研修名	主催者	実施機関	研修期間	備考
1	「高齢者家事サポーター研修」	大川市	委託事業者	2日間	平成28年度事業
2	「訪問介護型の生活支援サービス(A型)従事者養成研修」	福岡県	公益社団法人 福岡県介護福祉士会	9日間(46時間)	
3	「介護未経験者向け入門研修」	福岡県	社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	5日間	
4	「介護予防と生活支援講習会」	厚生労働省福岡労働局	公益社団法人 福岡県シルバー人材センター	3日間	
5	認知症介護基礎研修				認知症介護実践者研修などの上位研修も可
6	訪問介護に関する旧3級課程				
7	生活支援サポーター養成講座(未定)	大川市	(未定)	(未定)	

- ◆上記の研修修了を証する書類については、訪問型サービスA事業所指定（更新）申請書に添付すること。
- ◆上記の研修修了者のほか、看護師等の資格を有する者も従事可能とする。その場合、看護師等の免許証を添付すること。また、看護師等の資格を有する者を訪問型サービスAの従事者として雇用する場合については、生活援助中心型サービスに従事するものとして雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士法及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではない。
- ◆上記の研修修了者のほか、特別養護老人ホーム等の介護職員等として3年以上の実務経験を有する者も従事可能とする。その場合、3年以上の実務経験を証する書類を添付すること。
- ◆上記の研修修了者のほか、他の市町村保険者等が実施する訪問型サービスAの従事者向け研修を修了した者も従事可能とする。その場合、訪問型サービスAの従事者向け研修を修了したことを証する書類を添付すること。

### 3. 下記の例による研修カリキュラムを実施するもの

「市が認める研修一覧」に記載のほか、民間の研修事業者が下記の例による研修カリキュラムを実施するものも可とします。また、既存の訪問介護事業者が、職員向けの研修として実施するものを、未経験者向けに開放するものも想定しています。

ただし、受講者に研修の修了証を交付すること。

#### 【カリキュラム例1】

（介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン39頁の例による）

	科 目
1	介護保険制度、介護概論
2	高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理）
3	介護技術
4	ボランティア活動の意義
5	緊急対応（困ったときの対応）
6	認知症の理解（認知症サポーター研修等）
7	コミュニケーションの手法、訪問マナー
8	訪問実習オリエンテーション

## 【カリキュラム例 2】

(福岡県介護福祉士会の研修カリキュラムの例による)

	科 目
1	介護保険制度等法令の理解、訪問介護の理解
2	訪問介護計画作成のプロセス、利用者の理解
3	家事援助の方法
4	高齢期の疾病の理解
5	基本介護技術
6	利用者支援のための基本的態度、コミュニケーション
7	訪問介護の事例検討、接遇
8	現場実習

### 4. 訪問型サービス A の提供に当たっての留意点

訪問型サービス A は身体介護を必要としない利用者に対する訪問サービスであり、従事者には身体介護と生活援助の別（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計第 10 号）」参照）と本サービスでは身体介護を行い得ないことを明確に指導すること。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業は市町村事業ではあるが、被保険者が納付した保険料や公費を財源とする公的なサービスであり、単なる家事サービスではありません。このため、訪問型サービスとして実施できる生活援助の内容は原則として介護保険給付の対象となる訪問介護と同様であり、利用者以外の家族に係る洗濯、調理や来客への応接等、利用者への生活援助の範囲を超える行為を行うことはできません（「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について（老振第 76 号）」参照）。

従事者に対し、これらの行って良い行為、行うことができない行為の区分を明確に指導すること。